

○議長 内海 猛年君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡です。一般質問をさせていただきます。今回2件、お伺いいたしますけれども、この件につきましては過去に既に何回か同じ件名で質問させていただきまして、答弁をいただいているところでございますので、そのあとの検討していただく中での状況について、その後の対応について併せて伺ってまいりたいと思います。

まず件名1、音声コードアプリの導入についてユニボイスの導入についてでございます。これにつきましても過去に質問させてもらっていますけれども、2022年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されております。

法の制定の背景には国際的な動向がございました。2006年に国連の障害者権利条約が採択されておりまして、日本もこの条約に署名しておりまして、批准しております。

また国内の社会的なニーズですけれども、障害者の情報アクセスの不足が問題化しまして、障害者が情報にアクセスできないことが問題になっているということで、障害者の方が社会に参加できるような仕組みが必要じゃないかということであります。

また法的枠組みの整備としまして、既存の法律がたくさんございます。障害者基本法や障害者雇用促進法など法律がございますけれども、整合性を図る上で、この情報アクセシビリティに特化した法律が必要ではないかという背景がございました。そのほかにも現在テクノロジーとして進展する中で、障害者の方が置き去りになっているんじゃないかと。

こういったことを踏まえながら、障害者の方もアクセスできるような技術でありますので、情報の質、量、こういった点で障害者も健常者と同じような形で、情報を得ることが必要じゃないかということであります。

そういった環境を整えることが障害者にとっての重要なステップになっておりますので、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかとということで、今まで2回ほど質問しておりますけれども、令和5年の第4回にユニボイスの導入を直接お伺いしたんですけども、そのときの答弁は「ユニボイスを導入している自治体の事例や町で導入する際の課題を抽出し、導入に向けた調査・研究を進める」という答弁をいただいております。

それでは要旨1になりますけど、音声コードアプリ、ユニボイス導入に関わる検討状況はどうなっているかというところを伺っていきます。

初めに、もう質問させてもらって1年ほどになりますので、ユニボイスはどういったものかということで、皆さん御存じかと思うんですけど、年金なんかでも連絡が来ていると思うんですけど、通知文書のところに切り欠きがあって、その下にQRコードが載っていると思うんです。

それをスマホにかざすと音声が出るような仕組みのことなんですが、音声コード、ユニボイス、これは障害者対応になっていますけど、高齢者も利用できますし、外国の方も利用できるようなことも可能だということで、情報をしっかりと皆さんが共有できるようなアプリがあるということでもあります。

それでは始めに、他の自治体の導入状況について、まず伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

他の自治体の導入状況につきましては、日本視覚障がい情報普及支援協会のホームページによりますと、令和6年12月末現在の状況では全国の自治体では505団体、福岡県内では27の自治体が導入しております。

令和5年7月時点では全国の自治体で399団体、福岡県では22の市町村が導入しておりますので、ユニボイスを導入している自治体は増えているということが言えます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の数からしますと全国でも505団体程度ですので、程度と言ったらどうか分かりませんが、進んでいるほうだと思いますが3分の1、また福岡県では2分の1の自治体が入っているという状況かなと思います。また近年、少しずつでありますけれども、ユニボイスが導入されているということではないかなと思います。

それでは、実際、導入している自治体が非常に増えてきておりますけれども、各自治体の運用状況と課題が上がっておりますら、伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

導入における課題等についてというところで、二次元コードの読み取りは通信料が不要であります。自治体に対しては、開発元である特定非営利法人日本視覚障がい情報普及支援協会が音声コードの変換ソフトを無償で提供しているため、導入に対する費用の課題はありません。

その他の課題として何が考えられるのか、既に導入している他自治体に聞き取りを行い、情報収集いたしました。その結果としましては、どの導入済みの自治体でも一様に、ユニボイスの作成に時間と手間がかかるということでした。また、ユニボイスを使用した文書を送付しても住民か

らの反応がなく、活用してもらえているのか分からない。住民に活用してもらえてなければ効果がないというお話でした。

つまり、手間をかけた割には住民に利用してもらえているかどうかが不透明とのことであり、この辺りが導入後の課題であるのではないかと考えております。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

はい、ありがとうございました。

今導入している自治体の状況をお伺いしますと、非常に役に立ってないんじゃないかと。入れたんだけど手間もかかるし、そういった利用者さんの声も届かないという状況にあるということで、何となくちょっと残念なような状況を伺いますけれども。

今の2つの問題。ここで課題として、まず手間がかかるということなんですけども、これは多くの自治体がまだ手がけたところだと思うので、そういった技術が磨かれてないのかなと思うんですけど。

音声コードを作成する手段としては、自分で作成するかどうかという点と、業者さんに頼んで作ってもらうかということで2つの方法があると思うんですけど、ただ業者さんにお願いすると経費がかさみますので、そういったところはなるべく避けたいと思うんですね。基本、職員さんが自分で作るようになるかと思うんですけど、そういった点からすると、音声コードを作るテクニックを磨くしかないのかなと思うんですね。

ただJAVISのユニボイスにつきましては、多くの自治体が活用しているわけですし、実際そういった作成することに関して、簡素化を図れるような仕組みも当然のことながら、協会のほうでやっていたらいいと思います。

1つはテンプレートの利用ができるようになったりとか、ドラッグとかドロップ機能によって簡単に作れる、そういった簡単に作成する方法をいろいろ模索しておりますし、チュートリアルを活用ということで、ユーチューブの中にもこの音声コードを作るテクニックについての紹介があって、手順とかそういったものを紹介していると。

それと、この作り方についての意見交換とか、自治体間の情報交換もできるというような状況の仕組みづくりも整いつつあるという中で、危惧されて、手間がかかっているという点はございますけれども、やり方とか学び方、頻度、そういったものを踏まえていけば、徐々に利用はしやすくなるのではないかなと私は考えております。

そういうことで、この音声コードの作成がスムーズになることが望ましいかなと思います。

それから、2つ目の問題としては心配な点でありますけども、効果が見られないというか、反

応が見られないというのは、心配されるところじゃないかと思うんですけど。この2についての原因と、どのようなことを対策として講じたらいいのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

原因と対策というところで、福岡市がユニボイス、全面的に取り入れているところなんですけれども、福岡市の調査では、福岡市の視覚障害者のうち、音声コードアプリの認知率が約30%、実際の利用率が約4%で、非常に低い状態であるとのことでした。

このように導入している自治体は増えていますが、周知がまだまだ進んでいません。効果が不明ということは、周知不足が原因であると思っております。

対応策としましては、多くの町民に知っていただくため、チラシの作成や広報あしや、ホームページなどを活用し、普及啓発していくことが重要ではないかと考えております。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

普及啓発が進んでいないというのが大きな原因じゃないかということで、利用者さんの反応も見られないということかと思えますけれども、普及啓発の在り方としては、今後、導入はどうか分かりませんが、教育、トレーニング、ユニボイスの使用方を視覚障害者やその支援者に教育するようなプログラムが要ったりとか、ワークショップ、セミナーを通じて実際の使用例を示した理解を深めるような普及啓発が、今後要るんじゃないかなと思います。

今、答弁にございましたように情報の提供については、ユニボイスに関する情報を広げるためのパンフレット、ウェブサイトの活用、障害者がユニボイスを利用できるような説明をしっかりとやっていかなければならないと思います。

特に芦屋町、先ほどございましたように、ホームページに載せたりとか、広報あしやにそういったユニボイスがどういったものかと、利用はどうすべきかということをしかりと載せる必要があるかと思えます。

それとコミュニティーの形成ということで、ユニボイスを使用している人々のコミュニティー化を形成して、経験、情報を共有する場を提供するようなことが普及啓発に大きく関わってくるのではないかと思います。

そういうことで、いろんな障害者関係の団体の方もおられますけれども、そういったものを含めて、この情報共有を図った中で、利用についての取組、普及啓発といったことが重要じゃないかなと思います。

このアプリについて、先ほど福岡市の話がございました。福岡市も多分、例に漏れずして、利用者さんの状況を勘案して、どうすべきかという対策を講じているかなと思うんですが、福岡市は各区役所、市役所、携帯電話事業者４社の市内の主要なショップで障害のある方に対して、ユニボイスアプリのインストールや使用方法などを無料で説明、サポートしている、支援をやっているというような環境にあるそうです。

いろんな取組をする中で、こういった不具合が生じておるわけですが、やはり行政側として導入した責任もございまして、皆さんに利用してもらえることを勘案しながらしっかりと取り組んでおられると。福岡市については民間の業者さんも含んで、利用される方に説明をしていると、こういった仕組みも必要じゃないかなと思います。

それでは続いて要旨２にいきますけれども、この音声コードアプリの導入の方向性について伺ってまいります。

このユニボイスですが、コミュニケーションの効率化、アクセシビリティの向上、それからデータ分析の強化、コスト削減、ユーザーのエクスペリエンスアライアンスの向上など多くの利点がございまして。

そういったことで導入したほうがいいのではないか、してほしいと私は願っているわけですが、今までもお伺いしておりますので、要旨２の中で始めに、ユニボイスの導入についての見解をお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えします。

福祉課のほうにおきましていろいろ調査研究した結果、芦屋町においても福祉課でユニボイスを導入することとしまして、日本視覚障がい情報普及支援協会からワード文書を音声コードに変換するための専用ソフトウェアの提供を受けております。

まだ音声コードの作成、発送には至っておりませんが、今後、活用していく予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 ７番 松岡 泉君

JAVISのほうから既にこのアプリについて、ソフトウェアの提供を受けているという答弁でございました。そういうことで無料で使える状況にありますので、この点は財政の負担がない

ということではありますが、先ほどの問題点があったように手間がかかったりしますと、職員さんがこれに時間をとられるというようなこともございます。

そういうことで全てが喜んでおられる状況ではないかなと思うんですけども、できましたら、この音声コードを利用していただいて、今後活用していただければと思います。

それでは、今課題もございますけれども、このユニボイスの活用方法と普及啓発の取組をどう考えるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

活用方法としましては、先日、視覚障がい者支援団体、芦屋町にあります支援団体ですが、ハーティネットあいあいさんと情報交換を行いまして、その際に、広報あしやの音声データがありますが、その提供について普及促進を図ってほしいとの要望を受けました。

そこで、町内の視覚障害の障害者手帳をお持ちの方に、広報あしやの音声データ提供についての案内文書を作成し、ユニボイスの音声コードをそれに付けて発送することとしております。

またその他の活用としましては、福祉課窓口で配布している福祉のしおりや障害者計画・障害福祉計画の冊子、また福祉課から発送する文書などに活用していきたいと考えております。

次に普及啓発についてですが、今、松岡議員からありましたが、その利点や重要性、こちらを一般の人にも知ってもらうことが必要です。広報あしややホームページによる周知を行います。

また、「ユニボイスとは？」というようなチラシを作成しまして、ユニボイスの音声コードを印刷した文書と作成したチラシを同封しまして、利用促進を図っていききたいと考えております。

さらに、芦屋町の視覚障がい者支援団体であるハーティネットあいあいさんに協力いただきまして、会員に対してアプリの取得方法から使用方法までをレクチャーしていただけるよう、お願いしたいとも考えております。

また現在、芦屋町では、高齢者に対するデジタルディバイド解消のためのスマホ講座も行っております。この講座の中でも、ユニボイスの紹介と使用方法を受講者に周知していききたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

福祉課で導入ということ考えていただいておりますので、障害者福祉関係を主に、またこのユニボイスの開発の目的が障害者の方を目的として作られていますので、そういうことは十分考

えられるわけですが、この機能からするとそれ以外の方にも多くの活用方法があるのではないかなと思います。

特に福祉関係でいいですと高齢者の方、視覚障害者の多くの方に限定するのではなくして、そういった方も使えますし、利用方法としては外国の方も使えるということ、芦屋町で多くの外国人の方も見ないわけですが、今後やっぱりそういった来庁者も含めて使える中で、他の国から来られる方もそういったものを使って情報を得ることも可能ではないかなと思います。

福祉課からということですが、今、申しましたようにそれ以外の機能も十分ございますので、庁内の他の課も活用していただければと思うんですけれども、この点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まずは福祉課での試験導入と考えております。

庁内各課での活用につきましては、それぞれの立場から導入の是非について検討することになるとは思いますが、繰り返しになりますが、まずは福祉課で普及に向けた啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

福祉課からということでもありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、庁舎内の他の課も活用できるような機能を持っていますので、十分配慮して、よろしければ、拡大を図ってもらいたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、年金機構からの通知文書、私に届いた中で、ユニボイスがついているなと思ったわけですが、そういう面からすると、庁舎内の他の課も検討すべきだと思うんです。行政サービスの中でこういったユニボイスを活用したらどうかと思うわけですが、この点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

行政サービスというところで公的通知等があると思いますが、町民に対して定型的な文書を発送する部署では、多くの場合、総合行政システムから直接文書が発行・印刷されることから、別途職員の手によって、音声コード化するための変換作業が必要になります。

このようなことから、各部署が発送する公的文書の全てに音声コードを活用することは困難ですが、情報の取得に配慮が必要な方を対象としまして、まずは福祉課で試験的な音声コードの導入・活用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

先ほどから福祉課で活用するという事で、限定的な利用方法から、まず始めたいということだろうと思うんですけど、今、行政サービスについても活用したらどうですかという提案をさせていただきました。

これは、実はユニボイスの活用方法としては、情報を提供する意味からすると、市民に必要とする情報を音声で提供できるという利点がございます。

例えば役所の開庁時間や手続に関する情報を音声で案内するとか、そういうこともできるわけですね。それから手続の簡素化、ユーザーが音声手続を行うようにすることで、窓口の待ち時間が短縮し、効率的なサービス提供が実現できるとなっています。

例を挙げますと、住民票の請求や各種申請が音声で行えるようになるとか、そういうことも取組の仕方によっては可能ということであります。

それから外国の方についても、多言語の情報提供が可能になると。言語の壁を越えて、より多くの市民にサービスができるようになりますと。

また重要なのは災害時の情報発信ですけど、戸別受信機で芦屋町は伝達するように、大きなものができるようになっておりますけども、災害時には迅速に音声で避難情報や安全情報を提供することができるようになっております。そういう面からすると、町民の安全を守る役割を果たす機能を持てることができます。

また、町民からの問合せに対応するための手段としても、このユニボイスが活用できる機能を持っているということでもありますので、福祉課のほうで使い始めていただきまして、今後、他課に広がりながら、また行政の中でも使えるものがあつたら、住民サービスのために利用していただければと思います。

とにもかくにも今後、まずは福祉課から導入してやっていただけるということでもありますので、非常にうれしいというか、ありがたいなと思います。

今後とも障害者の権利の保障をやって、それから共生社会の実現に向けて環境整備を整えていただきたいと思います。

一つの道具となりますけども、これが成功裏に行くように願っております。

以上で1件目はこれで終わらせていただきます。

それから2件目は、これも先ほど言いましたように過去に2回ほど、関連の質問をさせていただいています。

2件目はこども基本条例の制定についてでございます。

2022年の6月、こども真ん中社会の実現に向けて、国はこども家庭庁設置法とともに、こども基本法を制定しております。

こどもの権利に関する国際的な流れですけれども、1924年ジュネーブ宣言が始まりまして、世界人権宣言や児童の権利に関する宣言、1959年を経て、1989年に国連で子どもの権利条約が採択されております。日本につきましては、1994年、この条約に批准しております。

しかしながら政府は、条約の実現に当たっての立法措置は既に講じられているとして、条約の事項のための新たな国内法の制定や改正は必要ないとする立場をずっととっております。

条約の批准後もこどもの権利に関する基本法の制定を求める声が、主張が続いたんですけど、そういった中で、多くの自治体がこどもに関する様々な条例を制定しております。そういった中でも条約に基づく基本法ですけれども、これは整備されていなかったと。

ところが今までの既存法で、こどもたちの権利を含んでこどもたちを守っていく、要望していく法律というのは児童福祉法とかいろいろございまして、それで十分守られているのではないかとということで、国も町のほうもそういった特化した法律というのはなかったように思います。

30年が過ぎまして、この批准から30年になるわけですけど、こどもの権利を侵害するような事案が後を絶たない。

特に児童虐待、それからいじめ、体罰、こどもの貧困などに加えて、近年ではヤングケアラー問題もありますし、SNSによる権利の侵害、そういうことも起こっております、情報を聞きますと少しずつ改善されているのかなと思っていたんですけど、実は全てのこどもに関するこういった事案がますます増えているんだという状況にあるということです。

そういったことからしますと、やっぱりこどもたちの権利を守るような仕組みづくりはどこかに必要なのではないかなと思っております。

それで、これも何回も聞いているわけですけど、令和5年の第2回の定例会の答弁なんですけど、町長から答弁をいただいてありがとうございました。このとき、こども基本法が制定されたこともありということで、このときにはもう既に基本法が制定されたわけですね。こどもの条例の制定を含め調査・研究をやるよということで、町長から答弁をいただきました。

今までは町は既存の法律に基づいて、こどもに関する施策が推進されてはきたわけですけども、約1年はもう過ぎましたので、今後この法に基づいて、法に定められる基本理念を根拠とした、新しい施策を創出してやっていかなければならないのではないかと私は思うわけです。

この件に関しましては、私だけではなくして、多くの議員さんたちが同じような権利について、どうあるべきかということをお聞きいただいておりますし、こどもの権利条例を制定してはどうかという意見が多々ございます。そういった中でございますが、まず始め、要旨1です。

こどもに関する現状について伺ってまいりますけれども、こどもを取り巻く環境状況をどう今現在みているのか、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えします。

こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観やライフスタイルの多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しており、近年はいじめや不登校、児童虐待、貧困、ヤングケアラーなどが全国的に増加傾向にあり、深刻化してきています。

また、保護者においても、共働き世帯の増加や地域とのつながりが希薄化するなど、社会環境の変化により、子育ての不安や負担、孤立感が高まっている状況です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

認識としては同じことだろうと思うんですね。こどもを取り巻く環境は厳しい状況にあって、憂慮すべき事態ではないかなと私は思います。そういうことで行政側もしっかりとその辺りは同じ認識に立っておられると思います。

それでは、こどもの権利に関してという、特化した形でお伺いしていくことになりますので、今までの町の取組としては、基本法に定めた基本理念に基づいてやらなくてははいけませんので、若干の計画の変更等も考えなくてはいけないのではないかと、私は思うわけですけど。

始めに現状を、芦屋町のこどもの権利に関する現状を確認しておきたいと思うんですけど。それで、まだ基本法の基本理念の中で特に特出するものとしては、こどもたちの意見表明とそれに基づくこどもたちの意見は、施策にどのように反映されるのかというところが大きなポイントではないかなと思うわけですけど。

始めに、町の中でこどもたちの意思表明をやっているような機会があるのかどうか、確認していきたいと思うんですけど。

まず、そういった状況について、先般、芦屋町人権まつりが開催されたと思います。

その中で青少年の主張大会があったかと思うんですけど、これもひとつ、こどもたちの感じてい

る、考えている意見じゃないかと思うんですけど。このイベントの中での実施状況について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは青少年の主張大会について御説明いたします。

青少年の主張大会は、コロナ禍で中止となった年を含め、今年度、令和6年度で31回を数える大会です。

現在は芦屋町青少年健全育成町民会議の主催で12月の人権まつりの中で開催されています。

大会は急激に変化する社会の中、青少年自身が何を考え、どのような夢や希望・意見を持っているのか、日常生活において日頃考えていることは何かを青少年自身が広く社会に訴えることで、自分の考えをより確かなものとして大きな成長につなげることで、また、同世代の青少年の考えに共鳴し、意見を活発にすることで、社会の一員としての自覚を促すこと、そして、地域や家庭が青少年健全育成への理解と協力を深め、青少年を取り巻く問題に関心を高めることを目的に開催しております。

対象者は、町内居住の小学6年生から中学3年生までで、毎回9人程度に社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案、また家庭や学校生活、地域活動、身の回りや友達との関わりについて、日頃考えていることなどを発表してもらっています。

発表内容は、大会後、発表文書にまとめられ、教育委員会や小中学校などに配布されるとともに、町民会議内で共有されています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今のお伺いしますと、主張大会はこどもたちの意思表示のひとつではないかなと思いますし、重要でこういった機会が多くあったほうがいいのではないかなと思うんですね。

だから人権まつりだけではなくして、そういった機会は作られて、こどもたちの意見が多く、町の皆さんに届けられるような仕組みづくりも要るのではないかなと思います。

それではひとつの形として、人権まつりのことをお伺いしましたけど、町ではこどもたちの意見を表明するような機会がそれ以外にございますでしょうか。これをお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

意見表明の機会につきましては、年齢制限なく提出できるパブリックコメントや町長への手紙、ホームページから投稿できるご意見・ご提案がありますが、こどもや若者だけを対象とした意見表明の場はほかにはございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

ちょっと残念なことだろうと思うんですけど、数少なく、こどもたちの意見を聞いている状況にあるということで、なかなか聞かれてないということで残念な状況ではないかと思うんですけど。

そういった少ない中でありますけど、こどもたちのこういった意見というのは、町の施策、こども施策について、どのように反映されているのか伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

現在策定を行っております、令和7年度からを計画期間とする芦屋町こども計画におきましては、こども・若者の生活状況や意識を把握することにより、今後のこども・若者支援施策の充実に生かすとともに、芦屋町こども計画に含まれる子ども・若者計画策定の基礎資料とすることを目的として、小学5年生、中学2年生、高校生年代から39歳までの方を対象にアンケート調査を実施しました。

今後につきましても、国が策定したこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや他自治体の取組を参考に、こどもの施策の計画、実施に当たっては、対話やアンケート調査などでこどもの意見を聴く機会を作り、町の施策などに反映させる取組を推進してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

今の答弁をお伺いしますと、現状としてはこどもたちの意見を聞く機会も少ないんですが、それに伴ってこどもの計画策定において、また施策をやる上で、反映されているっていうのはどうも疑問を感じるわけですね。

そういう点からすると、こどもたちの声はどこへ行ったのかなあという感じがするわけですよ。

やっぱり政策に子どもたちの意見を取り込まれて、彼らの意見といろんな活動に参加する中で施策に反映してっていくようなことが、一番理想的ではないかと思うんですね。

子どもたちの声がどこにも届いていない、どこに行ったのかなというように思います。

こういうことを勘案すれば、今、国が訴えております子ども家庭庁を設置したわけですけど、子ども真ん中社会、芦屋町のはどこいったのかなと思うところがございます。

そういう面からすると、この基本法ができたこともありますので、しっかりと子ども真ん中社会は国全体で押し上げていく必要があるのではないかと思います。

特に子どもたちが生活する時間は、子どもと言いながらもこの基本法というのは、今から成長する対象者は幅が広いんですけど、特に小学校、中学校ぐらいが一番子どもたちにふさわしいかなと思うんですけども、幅広く今、捉えているこの子ども基本法ですけど、日々、長い時間を過ごす学校の状況について、今どういった人権についての教育等も踏まえて取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校でのこどもの権利に関する教育について、学校へ確認した内容に基づき、社会科での授業、人権教育、特別活動、この3つの分野についてお答えいたします。

社会科では小学6年生で日本国憲法と基本的人権の尊重、国民の権利と義務について学びます。

さらにこどもの権利に関し、ユニセフの活動や子どもの権利条約について学びます。

中学校では、公民の分野で人権の尊重や日本国憲法の基本原則、子どもの権利条約について学びます。

授業では、教員が一方的に教える一斉授業ではなく、自分の考えを持ち、他者の意見を尊重し合う、主体的・対話的で深い学びへの授業改善を進めています。

人権教育では、副教材を活用し、小学校では世界人権宣言の中から、教育を受ける権利などのこどもの権利に関することを学んでいます。

中学校では、学習権や生存権、自分の立場における権利など、個別の人権課題として学んでいます。

特別活動では、学級活動を通じて生活をより良くする課題を見だし、話し合いを行い、課題解決に向けた実践をしています。また、小学校では児童会、中学校では生徒会を通じて、自主的な活動を行い、話し合いを通じて課題解決に向けた実践をしています。

このほか、学年を超えた縦割りグループによる集団活動を通じて人間関係を形成し、他者と協働して課題を解決し、自分の将来の生き方を描くことを学んでいます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

学校ではもろもろの対策を講じられているかなと、人権についても真剣に協議もされているということで、ほっとしました。

それでは要旨2に移りますけども、こども基本法について、ここで確認したいと思います。

まず始めに、この基本法の基本理念等については、既に前回の一般質問でさせてもらっているんですけど、もう一度ここでお聞きして、こういった基本理念で設けられているかっていうのを確認したいと考えます。

そこで目的、基本理念とそれからこの法律が定められましたけども、町に対しての義務づけはどうかの確認したいと思います。

それで目的、基本理念や町の責務についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えします。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

次に、基本理念につきましては、6つの事項が規定されています。

1つ目は、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

2つ目は、全てのこどもについて適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり、教育を受ける機会が等しく与えられること。

3つ目は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4つ目は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

5つ目は、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義

的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

6つ目は、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

これら6つの基本理念を基にこども施策を行うこととなっています。

最後に町の責務につきましては、この基本理念にのっとり、町の状況に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

基本理念を確認する意味で今、答弁してもらいました。

今回、基本法でもって基本理念を定め、6項目について述べていただきましたけど、特に大きいところというよりは、今後、着手しなければならないというのは3つ目と4つ目、ここが大きなところじゃないかなと思うんですね。

いろんな権利があるので、それを保障するという事は重要なことなんですけど、3つ目はこのように言っていますね。全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること。多様な社会的活動に参画する機会を確保されることとうたわれています。

4つ目ですけども、全てのこどもについてその年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、そういった制度づくりをなささい、施策を講じなささいということであります。

それで次にお伺いしますけど、こういった基本法が新たに設けられたわけですけども、芦屋町のこども計画ですが、この基本法に基づいて、どのように変わったのか、改善点についてお伺いいたします。

こども基本法の基本理念を具現化した政策になっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

現行の芦屋町子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育、保育や地域の子育て支援についての量の見込みと確保の内容などを主に定めています。

次期計画として策定している芦屋町こども計画は、従来の計画の内容に子ども・若者計画の内

容を加えているため、こども・若者、子育て支援などに関する計画を一つにまとめることにより、総合的、効果的な施策の推進・進捗管理を行うことができると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

こども計画がどうなっているかという重要なことだと思うんですけど、町はこども計画、これについてこどもたちの施策が講じられていると考えます。

そういう観点からしますと、今回の定例会で一般質問をさせてもらったんですけど、時期が遅かったのかなと私も思って申し訳なく思っているんですが、もう芦屋町こども計画素案に係るパブリックコメントが実施されて、もう結果も出ているようにお伺いしています。

この中で、77ページにこのこどもの権利の保障に関しての記述があるわけですけど、見られたら分かるんですが、この基本法の基本理念、私が言いました3つ目、4つ目のところ、この辺りのこどもの意見表明とそれを施策に反映する仕組みづくりが、どこにもそんなに具体化した記述がないんですよ。

だから本来はこの計画の中にいかにしてこどもたちの権利を守っていくかという、町の計画がないのと、同じような状況になっているんです。

そういったアドバイスとか私もできればよかったのですが、もう今から間に合うかどうか分かりませんが、今後の仕組みづくりの中で、これについては取り組んでいかなければいけないのではないかな、そう思います。

そういった中でありますが、それではこの権利に関する最近の条例の制定状況と、多くの自治体が制定しているわけですが、それにおける他自治体のことでありますけども、そういった制定している自治体の中の課題として、どう掌握されているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

条例の制定状況につきましては国で調査が行われておらず、また条例の名称が子どもの権利条例、こども基本条例、子育て支援条例など様々で、正確には把握できておりませんが、一般財団法人地方自治研究機構の調査結果によりますと、何らかの形でこどもの権利に関して規定していると考えられる条例は、令和6年12月20日現在で、都道府県では30団体、指定都市では11団体、市区町村では171団体です。福岡県内では60市町村中12市町が制定している状況です。

また課題としましては、こども自身が自らの権利を理解し、権利の主体としての意識を持つことが重要ですが、実際には多くのこどもが自分の権利について十分に認識していないことが挙げられます。このため、啓発活動や教育が重要と考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後の制定の方向性でありますけども、今、答弁がございましたとおりだと思います。

この基本法は、こどもの権利を保障するための基本的な枠組みを提供する程度にとどまっております。そしてこの基本法によって、芦屋町としては状況に応じた施策を策定して、実施することが義務づけされているということになります。

こども基本条例の制定はこどもの権利を守り、育成を支援するために重要な施策となります。

そういう意味からして条例の制定が、私は必要ではないかなと訴えるわけですけど、その必要性の具体的なものとしては、こどもの権利の明確化が図れるとともに、責任の所在がはっきりするという点にあるのではないかなと思います。

権利の保護に関しましては、こどもの基本条例について、こどもの権利を明確にできるという観点と保護者や地域、学校、事業者の責任を定めることができますし、そういった責任の所在がはっきりするという点にあるかと思います。

それから啓発活動についても、この条例の中でうたうことができますし、将来こどもたちの権利についての普及啓発をどのようにやっていくか、そういった目的化も図ることができます。

また地域社会における連携に関して、大人の役割、大人が果たすべき役割を明確にして、社会全体でこどもを支える体制を、この条例について定めることが可能になります。

また情報の提供ですね。こどもたちに分かりやすく情報を伝え、自分らの意見を形成するようにすることが特に重要かと思いますが、そういったこともここでうたうことができると。

それから具体的な施策としては施策の明確化、目的をしっかりとうたうことができるんじゃないかと。育成支援や家庭からの支援をどうあるべきかというのを、この基本条例にうたうことができると。そういう観点からしたらやはり基本法では定められてなくて、町の責任を担うために、義務を果たすためには、この基本条例を制定して、こどもたちの権利を守らなければならないと思います。

こどもの権利というものは、この法律と町の条例によって、補完し合うことによって、かなえられるのではないかなと思います。

先ほど他自治体の制定状況についてお伺いしました。課題については、お伺いしますと、既に

そういった条例を制定しているんだけど、形骸化しているということが問題化されて、どうすべきかというところは問われているということでもあります。

そういう意味からするとそういった問題の対策をしっかりやらないと、こどもたちの権利は守れないかと思います。

基本条例を制定していただきたいと思うんですけども、その際は今、先進地として基本条例を制定しているところの課題について、どのように取り組んでいるかという点もしっかり踏まえて、それが形骸化することなく、防止策を盛り込んでおく必要があるのではないかと思います。

当然計画を作りますと、その実施成果というか推進、管理状況も徹底されて評価とか検証というのは当然行われるかと思うんですけど、結局、計画に対してのチェック機能がしっかり働いているかということも追及は当然されるわけですけど、形骸化を防ぐ意味からすれば、そういった監視機能を持った一つの仕組みづくりというようなことも必要かと思います。

そういったことも基本条例に盛り込んでもらって、芦屋のこどもたちがしっかりと頑張っているような方向性を作っていただければと思います。

今回の町長の7年度の施政方針が発表されて、説明がございました。

私、見ていたんですけど残念なことに今回、芦屋町のこどもたちは芦屋で育てるということはずっと言われていて、町長頑張ってこられたんですが、7年度の施政方針の中にこどもたちの施策はいろいろ述べられたんですけど、この基本法に基づく芦屋町のど真ん中にこどもたちがいるというのがどうも見えなかったんですね。ちょっと残念だなと思いました。

そういう意味からすると、国を挙げてこども家庭庁を作ったんですよね。考えられないような新たな組織を作って、こどもを守っていこうという基本法を作って、こどもの権利を守ろうとしている中では、施策としてはどうなのかなと思うんですね。そういうことを勘案しながら、今後の芦屋町のこども計画についても、十分に反映されてないところは見られます。

この新しい計画素案77ページ以降を見てもらって分かるんですけど、これで本当に芦屋町のこどもたちの権利を守れるような仕組みづくりができているのかと思ったら、全然できていないのではないですかね。そういうことを勘案して、今後、今すぐとはいかないと思うので、まだ1年しかたっていませんが、今後の努力次第によっては芦屋のこどもたちがどのように育つかというのはもう決定づけられるんですよ。

私たちの責任はそこをしっかりと芦屋の将来を見据えて、こどもたちの権利を守って、こどもたちが健やかに育っていけるような環境づくりをしっかりやっていくことが重要かと思います。

そういうことを祈念して、頑張ってまいりたいと思いますので、以上をもちまして、松岡の一般質問を終了いたします。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。